

## 保育士資格を有する者の配置を求めている児童福祉施設等

施設名	施設の概要	対象範囲	保育士の配置	備考	根拠
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設	保育に欠ける0歳～小学校就学の始期に達するまでの者	必置		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項
改正前の認定こども園	就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設	0歳～小学校就学の始期に達するまでの者	必置	(全類型) 満3歳に満たない子どもの保育に従事する者に限る (保育所型) 保育に欠ける満3歳以上の子どもの保育に従事する者に限る	平成18年文部科学・厚生労働省告示第1号第3-1
改正後の幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設	0歳～小学校就学の始期に達するまでの者	必置	保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士資格を併せもつもの	認定こども園法第15条
児童養護施設	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設	保護者のいない1歳～18歳未満の者	必置		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項
障害児入所施設	(福祉型障害児入所施設) 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与することを目的とする施設 (医療型障害児入所施設) 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療することを目的とする施設	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある0歳～18歳未満の者	必置		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第59条第1項ほか
児童発達支援センター	(福祉型児童発達支援センター) 障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とする施設 (医療型児童発達支援センター) 障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設	身体に障害のある児童、知的障害のある0歳～18歳未満の者、精神に障害のある0歳～18歳未満の者	必置		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条第1項、第69条第1項ほか
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	軽度の情緒障害を有する18歳未満の者	必置		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項
乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	満1歳未満の者 (場合によっては小学校就学前の始期に達する者も含む)	任意	必置である看護師を、保育士をもって代えることが可能	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	18歳未満の者を養育している母子家庭等	その他	保育士資格を有する者は、必置とされている「母子指導員」となることが可能	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第28条
児童厚生施設	児童遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設	18歳未満の者	その他	保育士資格を有する者は、必置とされている「児童の遊びを指導する者」となることが可能	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	・不良行為をなし、又はなすおそれのある0歳～18歳未満の者 ・家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する0歳～18歳未満の者	その他	保育士の資格を有する者は、必置とされている「児童生活支援員」となることが可能	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第83条
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うこと等を目的とする施設	(相談業務を主とする施設)	その他	保育士の資格を有する者は、必置とされている職員の条件(児童福祉司)に該当する。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条第2項